

## 医療 DX 推進体制に関する事項

島田療育センターでは質の高い医療を提供するため、医療 DX を通じた医療情報の有効活用に取り組んでいます。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、以下の施設基準の届け出を実施しておりますので初診及び再診時に診療報酬点数を算定いたします。

### 【医療情報取得加算】

マイナ保険証利用の有無に関わらず診療報酬点数を算定致します。

### 【電子的診療情報連携体制整備加算】

医科外来 加算 3 / 医科入院 加算 2 / 歯科外来 加算 2

## 1. 医療 DX 推進体制

オンライン請求を行っています。

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

医師等が診療を行う診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用し質の高い診療を行う体制を有しています。電子処方箋の発行体制の整備や体制の検討をしています。

電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制について、導入を検討しています。

## 2. 医療情報の取得・活用

オンライン資格確認等システムを通じて受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用し診療を行っています。

取得した情報を活用することでより、安全で適切な医療の提供に努めています。

## 3. マイナ保険証の利用促進

マイナンバーカードの健康保険証利用を促進しています。

医療 DX を通じ患者様へ質の高い医療を提供できる取り組みを進めると共に、今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします

2026 年 6 月 1 日

社会福祉法人日本心身障害児協会島田療育センター 院長